

第6期うるま市障害福祉計画及び 第2期うるま市障がい児福祉計画

令和3年度～令和5年度



第60回沖縄県身体障害者福祉展 工芸部門 奨励賞『月桃(サンニン)』
うるま市身体障がい者協会会員 山田 春子 作

令和3年3月
うるま市

ごあいさつ



本市の障害福祉計画は、『「一人ひとりの自分らしさをともに支える」～思いやりでつながる共生のまち・うるま～』を基本理念に「第3次うるま市障がい者福祉計画」を策定しております。

計画の理念実現のため「障がい者の社会参加を支援する環境づくり」、「誰もが暮らしやすい環境づくり」、「地域でともに生きるための環境づくり」を基本目標として掲げ、共生社会を目指しています。

これまでの3年を計画期間とする『第5期うるま市障害福祉計画及び第1期うるま市障がい児福祉計画』では、生活支援や障害福祉サービスなどの提供体制や地域移行支援、就労支援、障がい児の療育支援などの充実に向けた取り組みを行ってまいりました。

今回の『第6期うるま市障害福祉計画及び第2期うるま市障がい児福祉計画』は、『第5期うるま市障害福祉計画及び第1期うるま市障がい児福祉計画』の後継計画として成果目標に「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」・「相談支援体制の充実・強化等」・「障害福祉サービスの質を向上させるための取組」が新たに加わり、その実現に向けて推進してまいります。

本計画は、誰もが支え合いながら地域で共に暮らす「地域共生社会の実現」を目指し、地域での生活支援の充実を図るため、サービス事業所、関係機関、関係団体等と連携・協力し、障がい者や障がい児への施策に取り組んでまいります。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご尽力頂きました「うるま市障がい者自立支援協議会」の委員の皆様へ、厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

うるま市長

島袋 俊夫

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 市町村障害福祉計画と市町村障害児福祉計画について	1
3. 計画の位置づけ	2
(1) 障がい者福祉計画と障害福祉計画及び障がい児福祉計画の関係	2
(2) 他計画との関係	3
4. 策定指針	3
5. 計画の期間	5

第2章 障害福祉計画・障がい児福祉計画の重点施策

1. 地域生活支援拠点の整備による安心できる地域環境づくり	7
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	8
3. 障がい児支援体制の構築	9

第3章 障害福祉を取巻く現状

1. 障がい者数	11
(1) 身体障害者手帳交付の状況	11
(2) 療育手帳交付の状況	12
(3) 精神障害者保健福祉手帳交付の状況	12
2. サービスの利用状況	13
(1) 介護給付・訓練等給付	13
(2) 障害児通所支援の利用状況	14
(3) 地域生活支援事業	15
3. 障がい者相談支援等	16
(1) 相談支援事業（一般相談）	16
(2) 精神保健相談	17
4. 地域活動支援センター	18
5. 補装具	19
(1) 補装具	19
(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業	19
6. 各種手当等	20
(1) 特別障害者手当等支給制度	20
7. 医療費助成等	21
(1) 重度心身障害者(児)医療費助成事業	21
(2) 自立支援医療	21
(3) 精神通院医療費利用者数	22

8. その他の支援等	23
(1)福祉電話設置・緊急通報システム事業	23
(2)リフト付き福祉タクシー利用料助成事業（移動支援事業）	23
(3)心身障害者扶養共済制度	24

第4章 障害福祉計画

1. 成果目標	25
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	25
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	26
(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実	26
(4)福祉施設から一般就労への移行等	27
(5)相談支援体制の充実・強化等	29
(6)障害福祉サービスの質を向上させるための取組	30
2. 第6期のサービス別見込量	31
(1)障害福祉サービス	31
(2)地域生活支援事業（市町村事業）	56
(3)地域生活支援促進事業（市町村事業）	79
(4)その他事業	86

第5章 障がい児福祉計画

1. 成果目標	89
(1)障がい児福祉計画に係る障がい児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備	89
(2)障がい児支援の提供体制の整備等	89
2. 第2期のサービス別見込量	91
(1)障害児通所支援	91
(2)障害児通所支援のサービス見込量確保のための方策	98

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制	99
2. 計画の広報等	99
3. 計画の進行管理	99

資料編

○うるま市障がい者自立支援協議会設置規則	103
○うるま市障がい者自立支援協議会委員名簿	105

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

本市においては、平成30年3月に「『一人ひとりの自分らしくをともに支える』～思いやりでつながる共生のまち・うるま～」を基本理念とした「第3次うるま市障がい者福祉計画」を策定し、障がいがある人もない人も、支え合いながら共に生きるまちづくりのために取り組んできました。この計画は、障がい者の自立や社会参加を推進するために、総合的な視点で様々な施策を掲げています。障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、障がい者の差別の解消や合理的配慮など、地域社会全体の意識変化が必要となりますが、生活支援や障害福祉サービスなどの提供体制や地域移行支援、就労支援、障がい児の療育支援など充実した環境づくりも大切です。

本計画は、障がい者が地域で自立しながら安心して暮らし、また社会参加していくための支援策として、生活支援や障害福祉サービス等に係る目標や見込みを掲げるものです。誰もが支え合いながら地域で共に暮らす「地域共生社会の実現」を目指し、地域での生活支援の充実を図るために本計画を策定しています。

2. 市町村障害福祉計画と市町村障害児福祉計画について

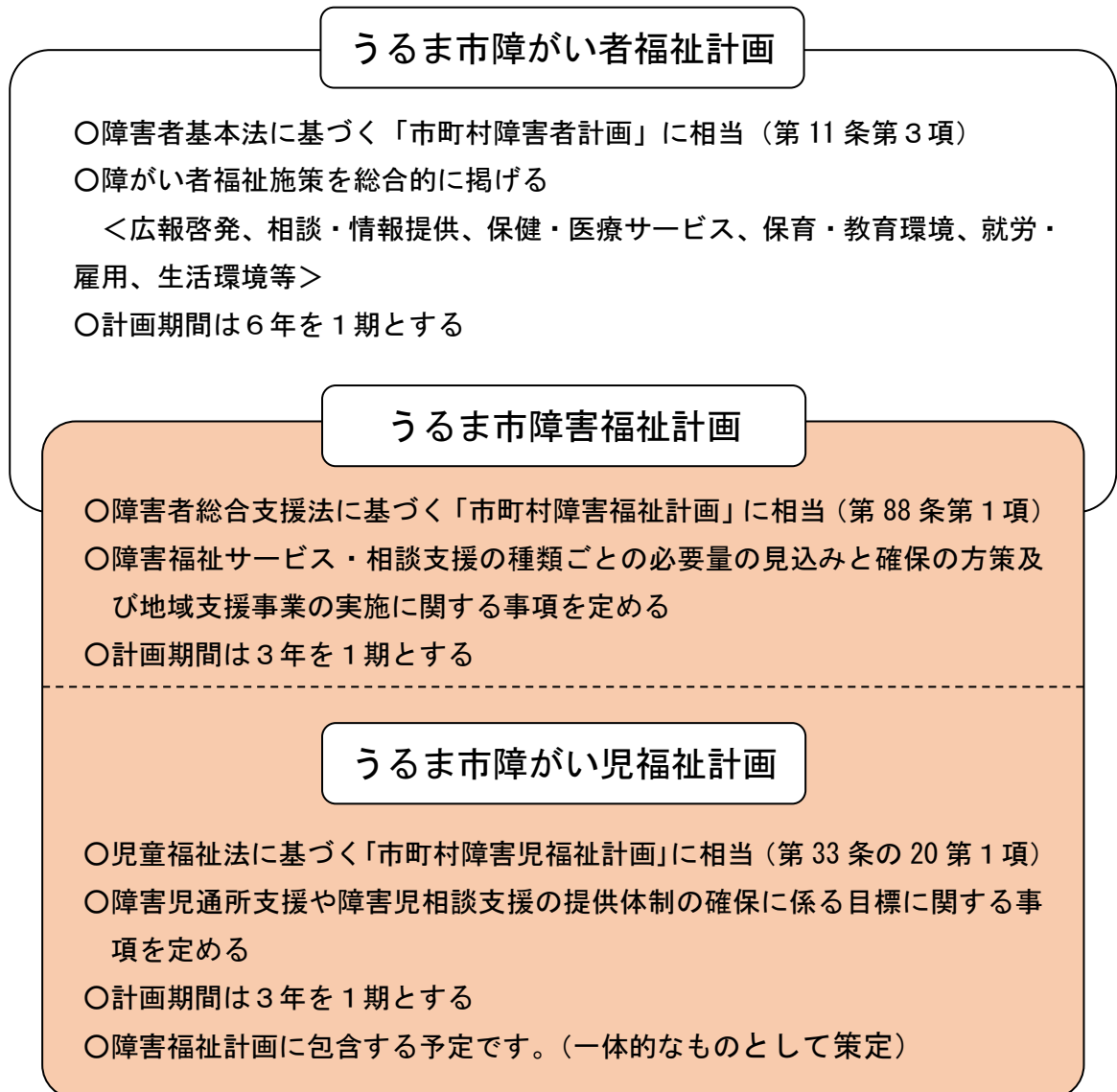
「うるま市障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」に相当する計画です。この計画は、障がい者福祉計画の「生活支援」に関する施策の実施計画として、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の数値目標の設定と、目標達成に向けた取り組みを掲げたものです。

「うるま市障がい児福祉計画」は、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」に相当する計画です。この計画は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための見込量や対策を掲げたものです。

3. 計画の位置づけ

(1) 障がい者福祉計画と障害福祉計画及び障がい児福祉計画の関係

うるま市障害福祉計画と障がい児福祉計画は、障害福祉サービス等の見込量や成果目標を掲げる計画であり、「うるま市障がい者福祉計画」（障害者基本法に基づく）の中の主に「生活支援」の一部について目標を掲げるものです。よって、障害福祉計画と障がい児福祉計画は、うるま市障がい者福祉計画に包含される位置づけとなります。



(2) 他計画との関係

本計画は、県が策定する「第6期障害福祉計画・第2期障がい児福祉計画」との整合性を図った計画として位置づけられます。

また、市の計画の中では、「うるま市総合計画」を上位計画とした障がい者福祉に係る個別計画であり、「うるま市地域福祉計画」の下部計画として、位置づけられます。

4. 策定指針

第6期障害福祉計画と第2期障がい児福祉計画の策定にあたっては、国より基本指針が示されており、成果目標が新しく追加されたり、相談支援体制の充実・強化、障害福祉サービスの質的向上などが求められています。本計画は、この基本指針に基づきながら、地域の実情を踏まえて策定しています。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

※ は新しく盛り込まれた内容

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における生活の維持及び継続の推進 ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組 ・ 発達障害者等支援の一層の充実 ・ 相談支援体制の充実・強化等 ☆ ・ 障害福祉サービス等の質の向上 ☆ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設から一般就労への移行 ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備 ☆ ・ 障害者の社会参加を支える取組 ☆ ・ 障害福祉人材の確保 ☆ |
|--|--|

3. 成果目標（計画期間が終了するR5年度末の目標）

①施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数：R元年度末時点の施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数：R元年度末時点の1.6%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数316日以上（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）（新） ☆
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人に（H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減）
- ・ 退院率：入院3ヵ月後の退院69%、6ヵ月後86%、1年後92%（H30年時点の上位10%の都道府県の水準）

③地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討 ☆

④福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数：R元年度の1.27倍以上（うち移行支援事業：1.30倍、就労A型：1.26倍、就労B型：1.23倍）（新） ☆
- ・ 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用（新） ☆
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上（新） ☆

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヵ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保（新） ☆
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1ヵ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置（一部新） ☆

⑥相談支援体制の充実・強化【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保 ☆

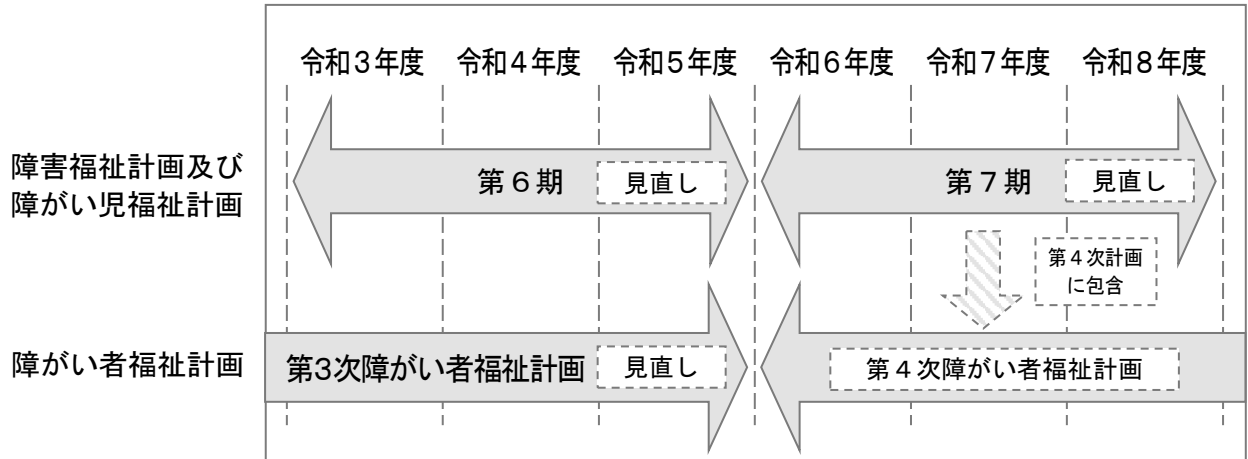
⑦障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築 ☆

5. 計画の期間

市町村障害福祉計画と市町村障害児福祉計画は、3年を1期として策定することが義務付けられております。このため、第6期は令和3年度から令和5年度までの計画を策定し、令和5年度中に第6期の実績を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの第7期計画を策定します。なお、令和5年度の見直しの際には、本市の「第4次障がい者福祉計画」（6年を1期）に包含するかたちで策定します。

なお、計画期間中に国の法改正や社会情勢の変化等により本計画の修正等が必要となった場合には、適宜見直しを行います。



第2章 障害福祉計画・障がい児福祉計画の重点施策

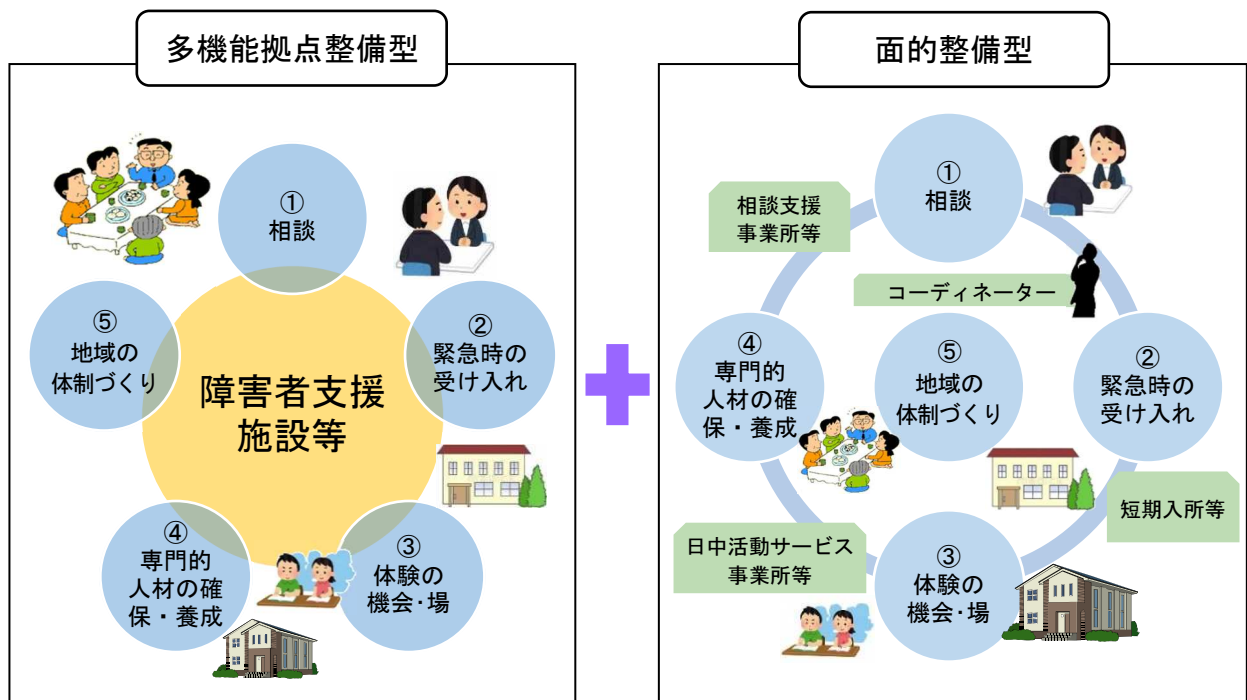
1. 地域生活支援拠点の整備による安心できる地域環境づくり

「地域生活支援拠点等」とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としています。

障害福祉計画においては、成果目標に「地域生活支援拠点等有する機能の充実」があり、市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等の整備を掲げる必要があります。

本市では、「多機能整備型」が1箇所整備されており、今後「面的整備型」と合わせた併用型で、地域生活支援拠点等を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を検討していきます。また、地域拠点として、緊急時の支援が見込めない世帯の事前把握や登録、緊急時の相談・対応、地域の体制づくり等の役割を持ったコーディネーターの配置を検討していきます。

本市の地域生活支援拠点の整備イメージ



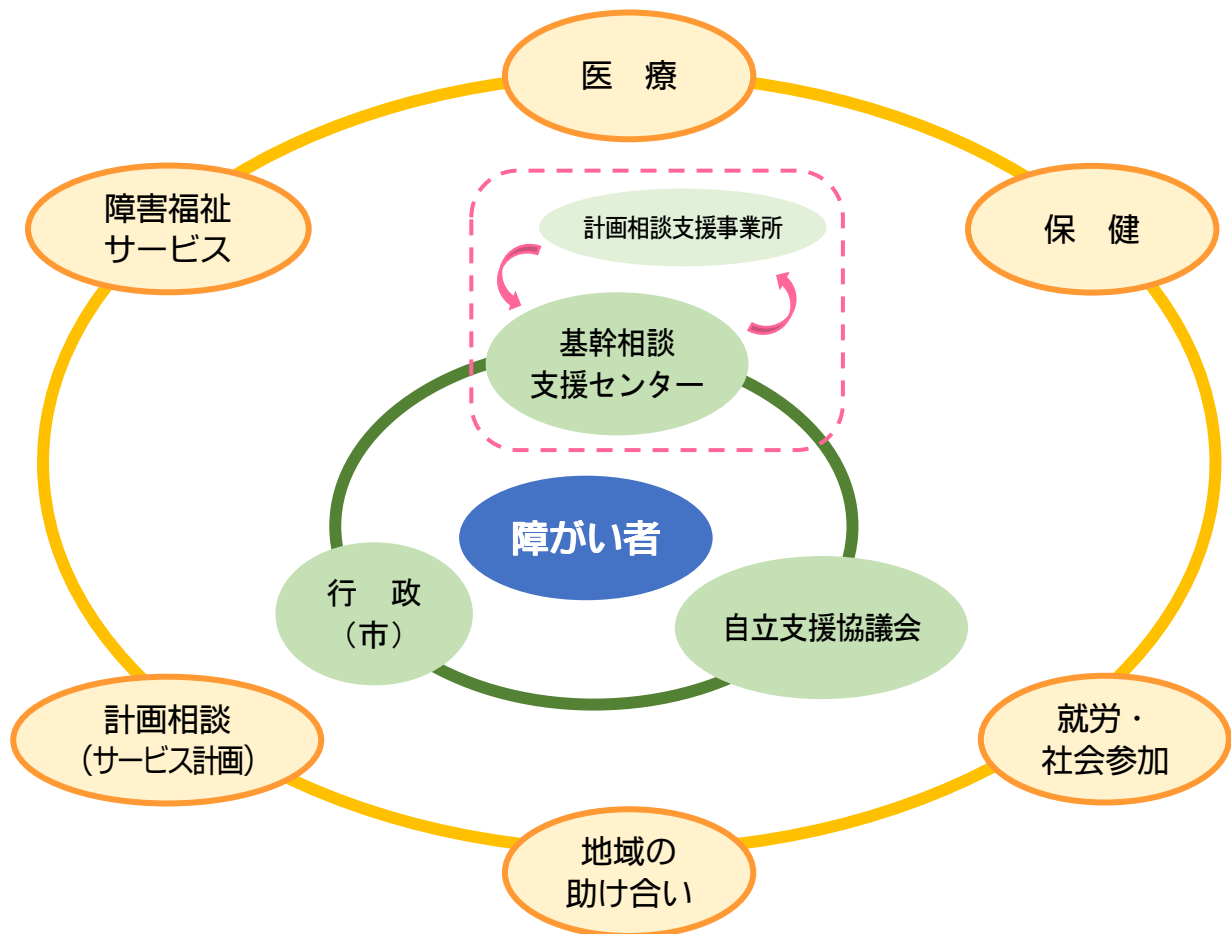
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成 30 年 3 月策定の第 3 次うるま市障がい者福祉計画では、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を重点的な取り組みとして掲げていました。現在、本市では、長期入院している精神障がい者の地域移行のため、コーディネーターを配置して対象者の把握から地域移行の準備支援などを進めています。しかし、地域移行支援のサービスを利用した実績は少なく、地域移行支援の利用促進が必要となっています。

障がい者が地域の中で安心して自分らしい暮らしをするためには、障がい者本人の意志及び一人ひとりの身体状況に応じた「支援」や「社会参加」が重要となります。保健、医療、障害福祉サービス、住まい、就労、社会参加、地域助け合いなどの関係者、関係機関が情報共有しながら包括的に関わり、安心して地域生活できるような環境づくりを目指します。

このため、基幹相談支援センターを中心に、計画相談支援事業所、地域移行支援・地域定着支援事業所、自立支援協議会(地域移行支援専門部会・作業部会)、関係者が一体となりながら、障がい者一人ひとりを支援する体制の構築を進めます。

本市の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ



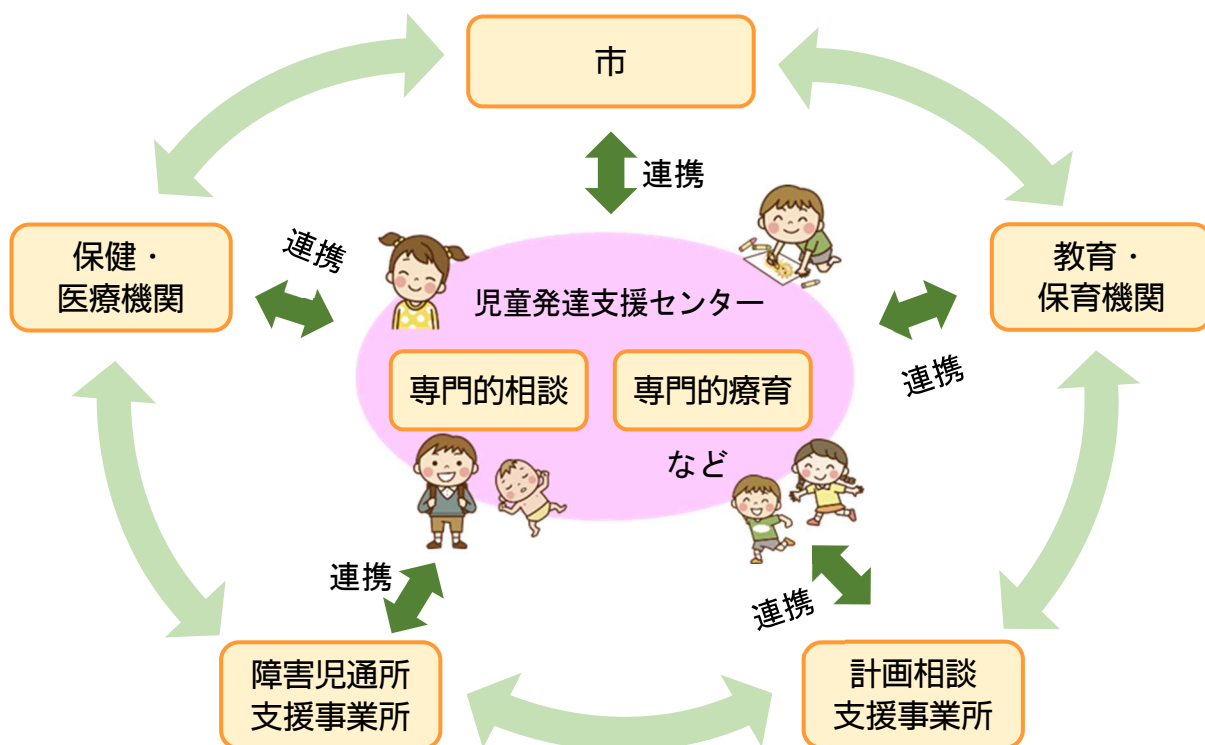
3. 障がい児支援体制の構築

平成30年3月策定の第3次うるま市障がい者福祉計画では、「障がい児支援体制の構築」を重点的な取り組みとして掲げていました。現在、本市では、「うるま市発達を支援する関係課連絡会」を設置し、子どもの心身の発達支援に関する情報交換を行い、関係課等が持つ役割を有機的に組み合わせ、また共通課題について検討するなど、ネットワークの構築を進めています。

また、障がい児を対象とする支援サービスについては、障害児通所支援事業所が増えてきたものの、重度障がい児を受け入れられる事業所がないことや、医療的ケア児の実態把握や個別支援の対応強化、保育所等訪問支援等事業所の不足、発達支援のつなぎ(ネットワーク)の充実、親子通園がない等の課題も見られます。

こういった課題を踏まえ、本市では、障がい児への専門的な相談やケア体制の構築のため、令和4年から「児童発達支援センター」の設置を予定しています。同センターにおける、障がい児相談、発達支援、保育所等訪問支援の提供のほか、地域の中核として当事者、保護者及び支援者へのサポートも展開できる体制の構築を図ります。

また、同センターと市内障害児通所支援事業所や教育・保育機関等との連携を図る体制づくりに努めます。



第3章 障害福祉を取巻く現状

1. 障がい者数

(1) 身体障害者手帳交付の状況

身体障害者手帳所持者数は、やや減少傾向にあり、令和元年度には5,074人となっています。また新規交付者が260人であり、平成30年度の245人に対しやや増加となっています。

等級別に見ると、最重度の1級が交付者全体の34.80%を占め、もっとも多くなっています。また、障害部位別では、内部障害が43.61%、肢体不自由が37.01%で、その他の部位を大きく上回っています。

身体障害者手帳の交付

各年度3月末

	性別	手帳所持者 総数	手帳交付件数					年度手帳 交付率
			新規	転入	再交付	更新	計	
平成29年度		5,129	292	48	247		587	11.44%
平成30年度		5,100	245	64	221		530	10.39%
令和元年度	男	2,859	157	29	97		283	9.90%
	女	2,215	103	10	64		177	7.99%
	計	5,074	260	39	161		460	9.07%

資料：うるまし『福祉事務所概要』（各年度末現在）

障害別及び等級人数

各年度3月末

	障害別	等級						計	構成比 (%)
		1級	2級	3級	4級	5級	6級		
平成30年度	視覚障害	114	83	16	12	28	13	266	5.22
	聴覚・平衡機能障害	29	132	72	144	1	290	668	13.10
	音声・言語・ そしゃく機能障害	4	5	33	13	0	0	55	1.08
	肢体不自由	539	482	268	316	171	117	1,893	37.12
	内部障害	1,058	40	645	475	0	0	2,218	43.49
	合計	1,744	742	1,034	960	200	420	5,100	100.00
	構成比(%)	34.20	14.55	20.27	18.82	3.92	8.24	100.00	
	障がい児(再掲)	59	13	17	13	2	5	109	2.14
令和元年度	視覚障害	110	91	16	12	28	13	270	5.32
	聴覚・平衡機能障害	30	131	65	143	1	289	659	12.99
	音声・言語・ そしゃく機能障害	3	5	32	14	0	0	54	1.06
	肢体不自由	533	468	268	315	171	123	1,878	37.01
	内部障害	1,090	37	614	472	0	0	2,213	43.61
	合計	1,766	732	995	956	200	425	5,074	100.00
	構成比(%)	34.80	14.43	19.61	18.84	3.94	8.38	100.00	
	障がい児(再掲)	57	11	16	11	1	2	98	1.93

資料：うるまし『福祉事務所概要』

(2)療育手帳交付の状況

療育手帳交付者数は、令和元年度で1,303人であり、程度別では軽度に当たる「B2」が578人で最も多くなっています。また、18歳未満が376人で、手帳所持者の28.9%を占めています。新規交付者は令和元年度が58人です。平成30年度以降では新規交付は概ね横ばいで推移しています。

該当者区分：喪失者含まない性別

令和元年度

程度別	性別	18歳未満			18歳以上			合計
		男	女	計	男	女	計	
最重度	A1	6	14	20	46	32	78	98
重度	A2	36	12	48	135	98	233	281
中度	B1	46	28	74	166	106	272	346
軽度	B2	164	70	234	219	125	344	578
合計		252	124	376	566	361	927	1,303
平成29年度新規交付件数		42	16	58	8	4	12	70
平成30年度新規交付件数		29	20	49	7	3	10	59
令和元年度新規交付件数		33	19	52	2	4	6	58

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(3)精神障害者保健福祉手帳交付の状況

令和元年度の精神障害者保健福祉手帳の交付状況をみると、障害の程度が中度にあたる「2級」が56.0%と、大半を占めています。また、重度にあたる「1級」は30.0%、軽度にあたる「3級」は14.0%で、3級に比べ1級の方が多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳交付件数

区分	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
1級	306	329	635	313	330	643	329	335	664
2級	537	543	1,080	570	595	1,165	594	644	1,238
3級	141	129	270	145	129	274	162	147	309
合計	984	1,001	1,985	1,028	1,054	2,082	1,085	1,126	2,211

資料：うるま市『福祉事務所概要』

2. サービスの利用状況

(1) 介護給付・訓練等給付

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の利用では、「就労継続支援(B型)」の利用が非常に多くなっています。また、「生活介護」「居宅介護」「短期入所(ショートステイ)」「就労継続支援(A型)」も多くなっています。サービスの利用は、全体的に増加する傾向となっており、特に「行動援護」「生活介護」「短期入所(ショートステイ)」「共同生活援助」「就労継続支援(A型)」「就労継続支援(B型)」で前年からの伸びが大きくなっています。

介護給付、訓練等給付の利用状況

介護・訓練等種別			平成30年度		令和元年度	
			年間決定者数	年間延べ利用者数	年間決定者数	年間延べ利用者数
介護給付費	訪問系	居宅介護	282	3,245	317	3,263
		行動援護	34	293	40	364
		重度訪問介護	28	606	22	440
		同行援護	47	592	44	612
		訪問系小計	391	4,736	423	4,679
	日中活動系	療養介護	13	485	13	521
		生活介護	250	5,162	335	5,432
		短期入所(ショートステイ)	317	849	299	998
		日中活動系小計	580	6,496	647	6,951
		施設入所支援	64	2,509	116	2,424
		施設系小計	64	2,509	116	2,424
	介護給付費合計	1,035	13,741	1,186	14,054	
訓練等給付費		共同生活援助	128	1,421	172	1,653
		自立生活援助	0	0	0	0
		宿泊型自立訓練	18	171	17	142
		自立訓練(生活訓練)	42	422	37	314
		自立訓練(機能訓練)	5	40	3	19
		就労移行支援	49	334	46	302
		就労定着支援	1	0	5	26
		就労継続支援(A型)	265	2,686	267	2,764
		就労継続支援(B型)	615	6,732	630	7,004
		訓練等給付費合計	1,123	11,806	1,177	12,224
	相談支援給付費	1,266	4,663	1,368	5,500	
	合計	3,424	30,210	3,731	31,778	

資料：うるま市『福祉事務所概要』

※特定障害者特別給付費、高額障害福祉サービス費等給付費、やむを得ない事由による措置については計上していない。

(2) 障害児通所支援の利用状況

障害児通所支援では、「放課後等デイサービス」の利用が圧倒的に多くなっています。

障害児通所支援の利用状況

障害児通所支援種別	平成30年度		令和元年度	
	年間決定者数	年間延べ利用者数	年間決定者数	年間延べ利用者数
児童発達支援	135	1,557	164	1,590
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0
放課後等デイサービス	437	5,778	479	6,393
医療型児童発達支援	7	73	8	69
保育所等訪問支援	72	517	64	409
障害児相談支援給付	588	1,809	667	2,158
障害児通所給付費合計	1,239	9,734	1,382	10,619

資料：うるま市『福祉事務所概要』

※障害児通所医療費等、高額障害児通所給付費は、計上していない。

(3) 地域生活支援事業

障がいのある人が自立した生活を送ることができるように支援する事業です。ニーズ等に基づきながら、事業や供給体制を確保するなど進めています。

事業名	利用数等	
	平成30年度	令和元年度
1. 相談支援機能強化事業（相談支援員）	相談員（強化分）：10人 相談件数 2,916 件（延べ件数）	相談員（強化分）：10人 相談件数：3,195 件（延べ件数）
2. 成年後見制度利用支援事業	申し立て：4件 報酬助成：13件（計：17件）	申し立て：7件 報酬助成：18件（計：25件）
3. 意思疎通支援事業		
(1) 手話通訳者・奉仕員派遣事業	474件	516件
(2) 手話通訳設置事業	3人 1,052件	3人 731件
(3) 要約筆記奉仕員派遣事業	92回	40回
(4) 手話奉仕員養成事業	入門過程：20人 開催18回 基礎課程：15人 開催22回	入門過程：16人 開催18回 基礎課程：18人 開催21回
4. 日常生活用具給付事業	1,888件	2,055件
5. 移動支援事業		
(1) リフト付き福祉バス運行事業	53人	53人
(2) リフト付き福祉タクシー利用料助成事業	71人	90人
(3) 重度身体障害者移動支援事業 （スロープ付き福祉車両の貸出し）	9人	14人
(4) 移動支援（個別支援型）	96人	118人
6. 地域活動支援センター機能強化事業	利用者数：228人 利用者延数：8,046人 4ヶ所（Ⅰ型1ヶ所 Ⅲ型3ヶ所）	利用者数：247人 利用者延数：8,366人 4ヶ所（Ⅰ型1ヶ所 Ⅲ型3ヶ所）
7. 任意事業		
(1) 更生訓練費給付事業	0人	0人
(2) 生活訓練事業 （イラストレーター教室、手作り教室）	9回 18人	13回 16人
(3) 福祉機器リサイクル事業 （福祉機器の貸出し）	224件	198件
(4) 日中一時支援事業（日中預かり）	実施事業所 47ヶ所 1,335人（延べ人数） 6,961日（延べ日数）	実施事業所 52ヶ所 1,293人（延べ人数） 7,138日（延べ日数）
(5) 重度身体障害者等訪問入浴サービス事業	1人	1人
(6) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	85人 11回	114人 24回
(7) 芸術文化講座開催等事業	芸術・文化発表会の開催 全体参加者 50名 （舞台発表4名、意見発表2名、 作品展示出展者 15名）	障がい者芸術文化講座の開催 6人 1回
(8) 点字・声の広報等発行事業	点字訳：広報・カレンダー270部 音声訳：広報 213本	点字訳：広報・カレンダー293部 音声訳：広報 222本
(9) 自動車運転免許取得・改造助成事業	2件	6件
(10) 生活サポート事業	1人	1人

資料：うるま市『福祉事務所概要』

3. 障がい者相談支援等

(1) 相談支援事業（一般相談）

障がい者等の福祉に関する様々な問題に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言や援助を行う相談支援事業を実施しています。

事業所等名	延べ相談件数	
	平成30年度	令和元年度
障がい福祉課	2,916	3,164
あいあい	1,287	634
ハルモニア	656	814
石川学院	785	1,464
サマンの木	1,556	2,320
合計	7,200	8,396

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(2) 精神保健相談

精神障がい者が、地域で自立した生活が出来るように医療に関する相談を中心に、精神保健福祉に関する基礎的な相談を行っています。

区 分		平成 30 年度	令和元年度		
相談、訪問指導実人員		942	1,009		
相談、 訪問指導別内訳	相 談	相談実人員	914	979	
		相談延べ人員	老人精神保健	13	8
			社会復帰	20	50
			アルコール	16	17
			薬物	1	1
			ギャンブル	2	1
			思春期	1	0
			心の健康づくり	92	69
			その他	1,565	1,733
			計	1,710	1,879
	訪 問 指 導	訪問指導実人員	103	152	
		訪問指導延べ人員	老人精神保健	1	1
			社会復帰	14	10
			アルコール	7	9
			薬物	0	1
			ギャンブル	0	0
			思春期	0	0
			心の健康づくり	33	83
			その他	178	262
計			233	366	
電話相談延べ件数		658	708		

資料：うるま市『福祉事務所概要』

4. 地域活動支援センター

障がい者への創作活動や生産活動の機会の提供等を行う事業です。事業所数は、Ⅰ型1か所、Ⅲ型3か所となっています。

型	事業所	平成30年度事業実績			令和元年度事業実績		
		利用者 実人員	延利用者数	活動支援 件数	利用者 実人員	延利用者数	活動支援 件数
Ⅰ型	あいあい	149	3,718	5,370	154	4,180	5,055
Ⅲ型	ゆい	10	1,329	2,841	10	1,316	2,841
	みほそ	12	1,366	1,366	16	1,175	2,673
	あやはし苑	57	1,633	1,743	67	1,695	1,890
合計		228	8,046	11,320	247	8,366	12,459

【参考】地域活動支援センターⅠ型…専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉、地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域住民ボランティアの育成、障がいに関する啓発活動等を実施するもの。

地域活動支援センターⅡ型…地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施するもの。

地域活動支援センターⅢ型…通所による障害者支援の実績が5年以上あり、安定的な運営が行われているという条件を満たす施設が該当。活動内容は作業や交流の場の提供をはじめ、施設によってさまざまである。

5. 補装具

(1) 補装具

身体障がい者の失われた部位、欠陥のある部分を補って必要な身体機能の補助をする用具の交付、修理を行います。

補装具の総給付件数は、平成 30 年度が 350 件、令和元年度が 371 件となっており、微増しています。利用が最も多いのは「補聴器」で、令和元年度は 120 件となっています。次いで「装具」の 95 件、「車椅子」が 68 件となっています。これら 3 つが他の補装具を大きく上回っています。

補装具給付状況

単位：件

種 別	平成 30 年度	令和元年度	種 別	平成 30 年度	令和元年度
義 肢	16	19	歩行補助杖	3	6
装 具	69	95	歩 行 器	2	3
車 椅 子	61	68	義 眼	2	3
電 動 車 椅 子	25	26	そ の 他	26	24
補 聴 器	142	120	合 計	350	371
盲 人 安 全 杖	4	7			

資料：うるま市『福祉事務所概要』 ※修理も含む

(2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業

うるま市では市内に住所を有する 18 歳未満の児童で両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上の身体障害者手帳の交付対象とならない方に補聴器の購入又は修理に要する費用の 3 分 2 を助成しています。令和元年度の申請件数は 15 件、修理件数は 10 件となっています。

難聴児補聴器購入等助成状況

単位：件

	申請件数	補聴器の 交付件数	補聴器の 修理件数
平成 30 年度	7	4	3
令和元年度	15	5	10

資料：うるま市『福祉事務所概要』

6. 各種手当等

(1) 特別障害者手当等支給制度

① 特別障害者手当

在宅の重度障がい者に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るため、手当を支給しています。

② 障害児福祉手当

在宅の重度障がい児に対し、その重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図るため、手当を支給しています。

③ 経過的福祉手当（経過措置）

従来の福祉手当の受給者のうち、特別障害者手当に該当せず、かつ、障害基礎年金も受給できない方に対して、経過的措置として福祉手当を支給しています。

特別障害者手当の支給件数をみると、令和元年度では、特別障害者手当が167件、障害児福祉手当が158件、経過的福祉手当が2件となっています。特別障害者手当は、前年度より減少しています。

特別障害者手当等支給制度の利用状況

単位：人

		平成30年度	令和元年度
特別障害者手当	受給者数	174	167
障害児福祉手当	受給者数	158	158
経過的福祉手当	受給者数	2	2
計	受給者数	334	327

資料：うるま市『福祉事務所概要』

7. 医療費助成等

(1) 重度心身障害者(児)医療費助成事業

心身に重度の障がいのある方の保健の向上と福祉の増進を目的として、保険診療による医療費の一部を助成しています。

助成状況を見ると、令和元年度は支給実人数が 2,381 人であり、前年度より増加しています。なお、令和元年度の新規申請件数は 202 件となっています。

重度心身障害者(児)医療費助成支給状況

	受給資格者数	支給実人数
平成 30 年度	2,556 人	2,360 人
令和元年度	2,598 人	2,381 人

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(2) 自立支援医療

① 更生医療給付

身体障がい者が更生するために必要な医療で、申請によって医学的処置、手術及びその他治療や技術料などの支給・給付を行っています。

給付状況を見ると、平成 30 年度は 725 人、令和元年度が 711 人であり、前年度よりやや減少しています。

更生医療給付

単位：人

	平成 30 年度	令和元年度
一 般 分	32	39
心 臓 分	141	71
腎 臓 分	552	601
合 計	725	711

資料：うるま市『福祉事務所概要』

②育成医療給付

身体に障がいのある児童に対し、指定医療機関において、生活能力を得るために必要な医療の給付を行っています。

給付状況を見ると、平成30年度は139人、令和元年度が94人であり、前年度より減少しています。

育成医療給付		単位：人	
	平成30年度	令和元年度	
一般分	81	63	
心臓分	5	0	
腎臓分	0	0	
その他内臓障害	53	31	
合計	139	94	

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(3)精神通院医療費利用者数

精神障がい者等の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むためにかかる医療費(通院のみ)の負担制度です。1年間の有効期限があり、その都度更新申請の必要があります。

受給者交付件数は、増加を続けており令和元年度には4,530人、前年伸び率2.9%となっています。

精神通院医療費利用者数		単位：人、%	
区分	人数	伸率(%)	
平成30年度	4,402	3.5	
令和元年度	4,530	2.9	

資料：うるま市『福祉事務所概要』

8. その他の支援等

(1) 福祉電話設置・緊急通報システム事業

福祉電話は、低所得で電話のない一人暮らし及び外出困難な重度障がい者に対しコミュニケーション、緊急連絡等の手段として、無料で電話を設置する事業です。設置により福祉電話を利用されている方は1人です。

緊急通報システム事業は、低所得で一人暮らしの身体障がい者等の急病又は事故時の救急時に迅速かつ適切な対応ができるために、緊急通報システム機器を設置する事業です。利用者は、平成30年度は3人、令和元年度は2人です。

福祉電話設置・緊急通報システム事業

項目	平成30年度	令和元年度
福祉電話設置利用者数	1人	1人
緊急通報システム利用者数	3人	2人

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(2) リフト付き福祉タクシー利用料助成事業（移動支援事業）

身体障がい者がリフト付きの福祉タクシーを利用する場合、料金の一部を助成することにより、生活の利便性と社会参加を促進することを目的としています。令和元年度では利用実人数が59人で前年よりやや増加しています。

	平成30年度	令和元年度
交付人数	71	90
利用実人数	51	59
利用枚数	540	678

資料：うるま市『福祉事務所概要』

(3)心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の生活を終身にわたって安定させ、福祉の増進に資するとともに、親なきあとの不安の軽減を目的とする制度です。障害の範囲は、知的障がい者、身体障がい者3級以上、精神、または身体に永続的な障がいのある方です。

令和元年度の加入者数は22人で、知的障がい者(児)が10人を超えています。また、支給は30人であり、うち身体障がい者(児)が14人で多くなっています。前年度に比べ、加入者はやや減少し受給者は増加しています。

沖縄県心身障害者扶養共済制度加入状況

区 分	重複障がい者(児)	知的障がい者(児)	身体障がい者(児)	その他	合 計
平成30年度	1人	12人	12人	0人	25人
令和元年度	1人	12人	9人	0人	22人

資料：うるま市『福祉事務所概要』

沖縄県心身障害者扶養共済年金支給状況

区 分	重複障がい者(児)	知的障がい者(児)	身体障がい者(児)	その他	合 計
平成30年度	9人	5人	11人	2人	27人
令和元年度	9人	5人	14人	2人	30人

資料：うるま市『福祉事務所概要』